

## 沖縄復帰 50 周年記念シンボルマークデザイン募集要項

沖縄県は令和 4 年 5 月 15 日に本土復帰 50 周年を迎えます。

この意義深い歴史的節目の年を県民とともに記念し、これまでの沖縄の発展のあゆみや将来の可能性を広く発信していくため、県では復帰 50 周年事業として様々な事業を実施することを予定しています。

復帰 50 周年記念シンボルマークは、沖縄が復帰後歩んできた道のりを証明するシンボルであり、復帰 50 周年記念事業のプロモーションの中心に来るものです。

ついては、より多くの皆様とともに国内外に 50 周年を発信していくため、シンボルマークデザインを以下のとおり募集します。

### 1 募集期間

令和 3 年 1 1 月 2 6 日（金）から令和 4 年 1 月 3 日（月） 1 7 : 0 0 まで

### 2 募集概要

#### (1) 内容

沖縄復帰 50 周年を幅広く P R できるシンボルマーク

#### (2) 要件

- ①これまでの沖縄の発展を振り返り、国内外に向けて沖縄の将来の可能性を彷彿させるデザイン
- ②沖縄が「復帰 50 周年」であることを表現した親しみやすいデザイン
- ③年齢、性別、国籍、身体能力等の個人差に関わらず、できるだけ多くの人に情報が伝わるよう配慮したりするなど、ユニバーサルデザインを心掛けたデザイン
- ④応募者が創作し未発表であり、第三者の著作権などの権利を侵害しないもの
- ⑤色数は 7 色までとし、拡大・縮小・単色（白黒、コピーを含む）での使用も考慮したもの
- ⑥応募点数は 1 人 3 点以内

### 3 応募資格

どなたでもご応募いただけます。（年齢・居住地、プロ・アマチュアを問いません。）

### 4 応募方法

電子申請のみ

- ・下記 URL より提出。

( [https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=2058](https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2058) )

- ・作品のデータは容量 5 MB 以内、解像度は 3 5 0 d p i 程度、形式は P D F、J P E G、G I F、P N G のいずれかとする。

## 5 選定方法

### (1) 一次審査

沖縄復帰 50 周年記念シンボルマークデザイン選定委員会において、全応募作品の中から 10 作品程度選出します。

### (2) 二次審査・投票

一次審査で選出された作品を対象に令和 4 年 1 月 24 日（月）～令和 4 年 2 月 6 日（日）の期間、電子申請による一般投票を実施し、得票数の最も多かった 1 作品を採用

※最多得票数が同票となった場合は、同票獲得した作品の中から選定委員会により決定します。

※審査状況等に関する問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

## 6 結果発表

2 月下旬予定

- ・採用作品を沖縄県ホームページにて公開し、採用作品の応募者には別途通知します。
- ・表彰式の予定はございません。予めご了承ください。

## 7 賞金

5 万円（採用作品の応募者 1 名）

※20 歳未満の場合は親権者の同意を得た上で、賞金又は同額の図書カードを授与します。

## 8 採用作品の活用

(1) 復帰 50 周年記念事業に関するポスター、パンフレット等の印刷物、グッズやサイト等の広報媒体での使用

(2) その他、県が認める事業等での使用

## 9 応募にかかる留意事項

(1) 応募にかかる費用（制作・提出費用等）はすべて応募者の負担とします。

(2) 応募作品の返却は行いません。

(3) 失格となる場合

- ・提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
- ・募集要項の条件を満たしていない場合

(4) 個人情報の取扱い

- ・応募者の個人情報は、応募作品の選考、採用通知、採用作品の発表、賞の授与のために使用します。
- ・採用作品の応募者名及び住所（市区町村まで）は公表します。

(5) 著作権に関する事項

- ・応募作品は、応募者が創作した未公表の作品とします。
- ・応募作品は、第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。
- ・応募者は、応募作品の商標・意匠の出願・登録をしないこととします。
- ・応募者は、応募事業の紹介や記録のために沖縄県が応募作品を利用することを認めることとします。

10 採用作品及び応募者にかかる留意事項

(1) 著作権等の取扱い

- ・採用作品の応募者は、当該作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）をはじめ知的財産権を沖縄県に譲渡するものとします。
- ・採用作品の応募者は、名誉・声望を害しない方法による改変利用について認めるものとし、著作者の人格権のうち、同一性保持権（著作権法第 20 条）を含む一切の著作権を行使しないものとします。
- ・応募者は、採用作品の沖縄県による商標・意匠の出願・登録をすることを認めることとします。
- ・採用作品に対し、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、沖縄県では一切の責任を負いかねます。応募者自らの責任と費用で解決してください。また、沖縄県が損害を被った場合は、損害を賠償していただきます。

(2) 応募者が 20 歳未満の場合は、親権者の同意を得た上で採用作品の決定と賞金（又は図書カード）を授与します。

(3) 取り消しとなる場合

下記の事項に該当する場合は、決定後であっても決定の取り消し、賞金の返還をしていただく場合があります。

- ・作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していることが判明した場合
- ・作品が既発表のデザインと同一又は酷似していた場合
- ・応募者の作品ではないことが判明した場合
- ・本要項 2 ページ 9 応募にかかる留意事項の（3）失格となる場合に該当することが後日判明した場合

(4) その他の事項

- ・募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合は、沖縄県の判断により決定します。
- ・採用作品については、応募者と協議の上シンボルマークとして使用する上で必要な補正等をお願いすることがあります。

## 11 問い合わせ先

沖縄県知事公室 秘書課

メールアドレス：okinawa50@pref.okinawa.lg.jp

※応募者は、応募の時点で本募集要項のすべての記載内容に同意したものとします。